＜募集要項等に関する質問（１回目）に対する回答＞

| No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 回答案 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 実施方針<br>（修正版） | 19 | 3 | | | | | リスク分担(案)<br>運搬費増大 | 「交通事情の悪化」とある中で事業者負担となっていますが、この場合の交通事情の詳細内容をご教示下さい。 | 「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答」No.25をご参照ください。 |
| 2 | 募集要項 | 3 | 2 | 4 | | | コ | 修繕 | いわゆる大規模修繕については市の負担であり、一般修繕については事業者の負担（維持管理業務）という理解で問題ないでしょうか。 | 事業期間中に大規模修繕が必要となった場合は、事業者が大規模修繕を実施することとします。要求水準書p.23「4.1.7.事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方」をご参照ください。 |
| 3 | 募集要項 | 4 | 2 | 6 | 1 | | オ | その他 | 「令和7年7月までに既存建物の解体を含む宅地造成工事を完了する予定である。」との記載ですが、宅地造成工事に遅延が生じた場合には、本事業のスケジュールも期間が延長されると考えてよろしいでしょうか。 | 宅地造成工事に遅延が生じた場合は、事業期間延長に関し協議にて決定するものとします。 |
| 4 | 募集要項 | 4 | 2 | 6 | 1 | | オ | その他 | 「令和7年7月までに既存建物の解体を含む宅地造成工事を完了する予定である。」との記載ですが、あかみね分館の建物・周辺の舗装・植栽等も撤去されていると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 5 | 募集要項 | 4 | 2 | 6 | 1 | | オ | その他 | 「令和7年7月までに既存建物の解体を含む宅地造成工事を完了する予定である。」との記載ですが、L型擁壁（申請対象外）は本事業の範囲でしょうか。 | 市が行う宅地造成工事にて整備します。 |
| 6 | 募集要項 | 6 | 2 | 6 | 4 | | | 事業スキーム | 記載されているスキームには、調理設備を調達したり、調理企業をメンテナンスする企業が記載されていないが、これは、その他企業として事業者の提案として加筆提案が可能との理解でよろしいか。 | ご理解のとおりです。 |
| 7 | 募集要項 | 8 | 2 | 6 | 7 | - | - | 事業の実施スケジュール（予定） | 設計・建設期間が令和6年12月から1年11か月となっておりますが、期間が短く完成予定を遅らせないためにも10月の仮契約締結後より法令等の各課協議、基本設計の着手を行ってもよろしいでしょうか。 | 設計・建設業務請負契約の本契約の締結前であっても、受注者は自己の責任と費用のもと、必要な調査等の準備行為を行うことは可能とします。 |
| 8 | 募集要項 | 10 | 3 | 3 | 2 | ア | (エ) | 参加者の<br>資格要件 | 施工実績はありますが、実施設計実績がない場合は資格要件はクリアできませんか。 | 募集要項p.10「3.3.2. 参加者の資格要件」にて規定する実績を有する設計企業を構成員とすることができない場合については、参加資格を認めることはできません。 |
| 9 | 募集要項 | 11 | 3 | 3 | 2 | カ | (ア) | その他企業要件 | 参加要件として「（ア） 令和６年度河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること」とありますが、有資格者名簿に登録のあることを証する書類は、どのようなものを提出すれば良いでしょうか、ご教示下さい。 | 競争入札参加資格申請後に、市より送付している「競争入札参加資格審査申請書受領書」の写しをご提出ください。<br>なお、お手元に無い場合は市にて確認しますので、別紙「有資格者名簿登録確認依頼書」に必要事項を記入の上、ご提出ください。 |
| 10 | 募集要項 | 12 | 3 | 3 | 3 | | ケ | 構成員の制限審査 | 「市が本事業に設置する選定審査会の・・・・・参加資格を失うものとする。」との記載ですが、選定審査会の委員の氏名公表が無いと接触可否の判断ができません。委員の氏名の公表をお願いします。 | 委員氏名は公表しません。 |
| 11 | 募集要項 | 16 | 3 | 4 | 6 | (2) | ケ | 入札保証金の有無 | 契約保証金の記載はございますが、入札保証金は免除されるという理解でよろしいでしょうか。念のため確認させて頂きます。 | ご理解のとおりです。 |
| 12 | 募集要項 | 17 | 3 | 4 | 6 | (2) | カ | 物価変動 | 修繕及び更新部分、特に設備部分の物価変動は、実際の他の変動と比較しますと各段に異なると思われます。実勢での変動を採用出来ませんでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 13 | 募集要項 | 17 | 3 | 4 | 6 | (2) | キ | 提案価格算定用提供食数 | 各年度ごとの想定クラス数をご教授頂けますでしょうか。 | 提案価格算定用提供食数および要求水準書p.9「1.4.8.カ　配送校とその所在地及び人数、学級数等」よりご検討ください。 |
| 14 | 募集要項 | 17 | 3 | 4 | 6 | (2) | キ | 提案価格算定用提供給食数 | 各四半期ごとに請求額を算定するにあたり、各年度の四半期ごとの提供予定食数を設定頂けると幸いです。なお最終年度については、7月単月の食数をご教示ください。 | 各年度の四半期ごとの提供予定食数は、各年度の提案価格算定用提供給食数が全四半期で変わらないものと想定して提案してください。<br>同様に、最終年度７月の提供予定食数も変わらないものと想定して提案してください。 |

＜募集要項等に関する質問（１回目）に対する回答＞

| No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 回答案 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 15 | 要求水準書 | 4 | 1 | 4 | 3 | | | 事業の実施スケジュール（予定） | 設計・建設期間について、令和６年12月～令和８年10月（１年11か月間）との記載がございます。設計・建設工期として上記の期間では非常に厳しく、円滑な業務の推進や貴市との十分な協議期間を確保するため、優先交渉権者決定から事業契約までの期間について、設計協議の対応や事前調査の実施をお認め下さいますことを要望いたします。 | No.7を参照ください。 |
| 16 | 要求水準書 | 4 | 1 | 4 | 4 | ウ、エ | | 事業の実施スケジュール（予定） | 共用開始日の厳守を基準に、建設業務の引き渡し時期と開業準備の時期を調整することは可能でしょうか。 | 共用開始日の厳守を条件として、建設業務の引き渡し時期と開業準備の時期を調整することは可とします。 |
| 17 | 要求水準書 | 4 | 1 | 4 | 4 | | | 事業実施のスケジュール（予定） | 「事業提案によるスケジュールの変更は可能とするが、施設の供用開始時期の遅延は認めない。」とございますが、供用開始（令和9年1月）までの本施設の引き渡し時期や、開業準備期間については、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。 | No.16を参照ください。 |
| 18 | 要求水準書 | 8 | 1 | 4 | 7 | - | - | 敷地概要 | 令和7年7月末までに解体を含む宅地造成工事を完了する予定とのことですが、工事期間が短いためできる限り早々に着手したいと考えております。工事完了は7月末となっておりますが宅地造成完了済証の受領時期の目途をお教えいただけますでしょうか。また宅地造成工事終盤の6.7月頃より現場の仮囲い等準備にかかることは可能でしょうか。 | 前段につきましては、令和７年７月末日までの宅地造成完了済証の受領を予定しています。<br>後段につきまして、仮設工事の事前乗り込みの可否は土地造成工事期間中であることから、大阪府との協議が必要となります。現時点では未協議のため、回答できません。 |
| 19 | 要求水準書 | 8 | 1 | 4 | 7 | | | 敷地概要 | その他に「市は、令和7年7月末までに既設建物の解体を含む宅地造成工事を完了する予定である。」と記載がございますが、現状の設計・建設期間では非常に厳しく、工期確保のため造成工事業者と協議の上、仮設工事の事前乗り込みは可能でしょうか。 | 造成工事業者と協議の場は設定しますが、仮設工事の事前乗り込みの可否は、大阪府との協議が必要となります。現時点では未協議のため、回答できません。 |
| 20 | 要求水準書 | 8 | 1 | 4 | 7 | | | その他 | 「事業者は、本件施設用地より約500m離れた現赤嶺市民広場利用者用第3駐車場・・・・・利用することができる。」との記載ですが、建設期間中も利用できるという解釈でよろしいでしょうか。また、利用できるとした場合に、本件施設用地同様、無償で使用できるのでしょうか。 | 建設期間中の利用はできません。 |
| 21 | 要求水準書 | 12 | 2 | 1 | 2 | ア | (ア) | 実施体制 | 「設計・建設業務責任者と統括責任者、設計業務責任者、または建設業務責任者の兼務は可とする」とありますが、設計企業・建設企業のどちらから選任しても構わないでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 22 | 要求水準書 | 13 | 2 | 2 | 1 | - | - | 事前調査業務 | 工期の関係から敷地測量、地質調査業務に関して、仮契約後に現地にて調査を行ってもよろしいでしょうか。 | No.7を参照ください。 |
| 23 | 要求水準書 | 13 | 2 | 2 | 1 | | | 事前調査業務 | 現況を把握する必要があるため、本件施設用地の土地利用履歴の情報提供をお願いします。 | 本件施設用地は現在、北側は市立障がい者福祉センターあかみね分館、南側は赤峰市民広場の一部として使用されています。当該地については、国土地理院の航空写真で過去に遡り確認する限り、畑や山林であり、工場など建築物があった形跡は見受けられません。 |
| 24 | 要求水準書 | 13 | 2 | 2 | 1 | | | 事前調査業務 | 「事業者は、自らの提案の実施において必要となる地盤調査、電波障害調査等、各種調査業務を事業主の責任において、必要な時期に適切に行うこと。なお、土壌汚染対策法に基づく届出、報告等が必要な場合、事業主が行うこと。ただし、土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置が必要となった場合の費用は市が負担し、工期等については市と事業者で協議を行い、決定することとする。」とあります。汚染の除去等が必要となった場合は、その期間により本施設の開業時期が延長されると考えてよろしいでしょうか。 | 汚染除去等の必要が生じた場合は、事業期間延長に関し協議にて決定するものとします。 |
| 25 | 要求水準書 | 14 | 2 | 2 | 2 | ケ | | 設計業務 | 事業者は、市が別途発注する本件施設用地の宅地造成工事業者との協議との記載がありますが、造成工事の自由勾配側溝の平面位置は、調整可能でしょうか。 | 原則として、自由勾配側溝の平面位置の調整はできません。 |
| 26 | 要求水準書 | 14 | 2 | 2 | 3 | ア | （オ） | 建設業務 | 「工事完成時には施工記録を用意し、市の確認を受けること」と記載がございます。施工記録とは、P91「8.2.1.設計・建設業務に関する報告書、成果品等」に記載がございます「竣工図書」を指しているとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 27 | 要求水準書 | 14 | 2 | 2 | 3 | ア | (コ) | 建設業務 | 「工事により、周辺地域に水枯れなどの被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合には、事業者の責任において対応を行うこと。」とありますが、市から既存井戸の有無と現在の使用水量などの情報を入札前に開示していただくことは可能でしょうか。 | 大阪府の災害時協力井戸として登録のある井戸が現給食センター北側隣接敷地に一基ございます。その他の既存井戸の有無や水量については把握しておりませんので、必要に応じ事業者にて確認してください。 |
| 28 | 要求水準書 | 14 | 2 | 2 | 3 | ア | (サ) | 建設業務 | 赤峰市民広場第3駐車場の敷地を工事関係者駐車所や仮設事務所設置場所として利用しても宜しいでしょうか。 | 不可とします。 |

＜募集要項等に関する質問（１回目）に対する回答＞

| No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 回答案 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 29 | 要求水準書 | 14 | 2 | 2 | 3 | | | 建設業務 | 市の関係者が参加される起工式等の式典開催の予定はございますか。 | 起工式の開催は予定していません。 |
| 30 | 要求水準書 | 15 | 2 | 2 | 4 | ア | | 工事監理業務 | 工事監理業務において同規模給食センターの監理業務では重点監理が常ですが、今回は常駐管理とのことで、監理を行うものはどのような立場になりますでしょうか。建築担当者と考えてよろしいでしょうか。 | 「建築担当者」が主に建築物に係る工事の監理を行う者を指すものであれば、ご理解のとおりです。 |
| 31 | 要求水準書 | 16 | 2 | 2 | 11 | カ | | 近隣対応・周辺対策業務 | 「工事現場における仮囲いに完成予想図と施設情報を掲示すること。」とありますが、その掲示は1か所で宜しいでしょうか。 | 提案に委ねます。 |
| 32 | 要求水準書 | 17 | 2 | 2 | 12 | イ | （ウ） | 申請等 | 建築確認申請を行う際には、大阪府の担当課に申請することとなっておりますが、工期短縮のため民間の指定確認検査機関へ提出することは可能でしょうか。 | 不可とします。 |
| 33 | 要求水準書 | 19 | 3 | | | ア | (ウ) | 開業準備業務 | 「各種マニュアルの作成」とありますが、マニュアルとは具体的にどのようなものを指しているのでしょうか。例えば、空調機などはメーカーの取扱説明書をマニュアルとしてお認め頂けますでしょうか。 | 提案に委ねます。 |
| 34 | 要求水準書 | 19 | 3 | | | オ | (ア) | 開業準備業務 | 関係者向けの内覧会は何名程度を想定されているのでしょうか。 | 最大で70名程度を想定しています。 |
| 35 | 要求水準書 | 20 | 3 | | | コ | | 開業準備業務 | 「市が行う内覧会及び開所式」の開催費用は市負担と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 36 | 要求水準書 | 22 | 4 | 1 | 6 | エ | | 修繕・更新 | 主な修繕・更新が表で示されておりますが、必須項目ではなく例示であり、本件施設の機能及び性能を満足するよう事業者の判断で各部位の修繕・更新を実施すれば良いとの認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 37 | 要求水準書 | 26 | 4 | 2 | 2 | ウ | (イ) | 建築設備保守管理記録の作成、保管及び報告 | 「運転日誌・点検記録は～電子データのみの保管で可とする」とありますが、下記管理記録も電子データのみの保管でよろしいでしょうか。<br>建築物保守管理記録・外構等保守管理記録・調理設備保守管理記録・清掃記録・警備記録 | 提案に委ねます。 |
| 38 | 要求水準書 | 27 | 4 | 2 | 3 | イ | (キ) | 外構等保守管理業務 | 「事業者が土木工事を行った範囲がある場合は・・・・・」との記載ですが、本件施設用地内において、市が行う土木工事の範囲があるのでしょうか。 | 市が行う宅地造成工事を指します。 |
| 39 | 要求水準書 | 33 | 4 | 2 | 8 | ウ | (ア)<br>(エ) | 長期修繕計画作成業務 | 「供用開始後30年間の事業期間中の長期修繕計画に基づく修繕・更新を実施すること。」とありますが、アフターサービス規準のご提示をお願いします。 | 提案に委ねます。 |
| 40 | 要求水準書 | 38 | 5 | 3 | 1 | (ア) | e | 調理の基本方針 | 白衣の洗濯は外部業者による洗濯、乾燥でもよろしいでしょうか。 | 可能とします。 |
| 41 | 要求水準書 | 43 | 5 | 3 | 1 | ウ | (イ) | 配送・回収業務 | 配送校で嘔吐等が発生した場合、学校側で行われる初期対応がありましたらご教示下さい。 | 「食に関する指導の手引ー第二次改訂版ー（平成31年３月）＜文部科学省＞」第５章第３節を参照ください。 |
| 42 | 要求水準書 | 44 | 5 | 3 | 1 | オ | (ア) | 配膳業務 | P44　5.3.1　事業者が行う業務　オ　（ア）　i<br>「アレルゲン毎の専用カゴ」とはどのようなものをイメージされているのでしょうか。また、そのカゴは市で用意して頂ける認識で宜しいでしょうか。 | 要求水準書p.82「6.3.7. 食器・食缶等」の「イ食器等」をご参照ください。 |

＜募集要項等に関する質問（１回目）に対する回答＞

| No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 回答案 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 43 | 要求水準書 | 44 | 5 | 3 | 1 | オ | (ア)<br>h(b) | 配膳業務 | 長野、千代田、南花台中学校で想定されている給食配膳ワゴン置き場の数（何階、何カ所）をご教授頂けますでしょうか。 | 南花台中学校については、３階建であり、給食配膳員が給食配膳ワゴンを各教室まで運搬することとします。<br>また、長野中学校については３階建て、千代田中学校については４階建てですが、給食配膳ワゴン置き場の数や場所は未定です。 |
| 44 | 要求水準書 | 45 | 5 | 3 | 1 | カ | (エ)<br>e | 廃棄物処理業務 | 現給食センターの1日あたりの残渣量とゴミ処理方法をご教授頂けますでしょうか。 | 食べ残しはＲ５で１日平均260kg（水分等含む）、また日によって大きく異なりますが、下処理でゴミ袋70L 10袋、45L 15袋程度、牛乳パック提供分すべてを事業系ゴミで焼却処分しています。 |
| 45 | 要求水準書 | 53 | 6 | 2 | | | | 泥落し室 | 泥落とし室に設置するピーラーで、ジャガイモ以外で皮剥き処理を行なう予定の食材をご教示下さい。 | さつま芋、かぼちゃ、ごぼう、里芋などの皮むき処理を予定しています。 |
| 46 | 要求水準書 | 54 | 6 | 2 | | | | 冷蔵庫、冷凍庫 | 冷凍室にカット野菜・豆腐・油揚げの記載がございますが、カット野菜の種類をご教示下さい。また、豆腐は冷凍豆腐の他にP40には冷蔵保存と記載がございますが、どちらも納品されることがあるのでしょうか。冷凍豆腐以外の納品がございます場合は、豆腐の入荷形態や大きさ（縦×横×高さ）もご教示下さい。また、油揚げは冷凍での保存とございますが、納品時はカットされたものでしょうか。 | 前段につきましては、さやいんげん、トウモロコシを予定しています。<br>中段につきましては、冷凍豆腐の使用を予定していますが、将来的に冷蔵豆腐を使用する可能性もあります。要求水準書に追記します。<br>後段につきましてはカット済みのものを使用します。 |
| 47 | 要求水準書 | 55 | 6 | 2 | | | e | 卵処理室 | 将来的にとありますが、最初から液卵を使用してもよろしいでしょうか。 | 不可とします。 |
| 48 | 要求水準書 | 62 | 6 | 2 | | | | 市職員駐車場 | ｃ. 職員数（12 名）及び保管書類等の量に適した広さを確保すること。とありますが、職員12名の通勤手段は公共交通機関を利用する想定でしょうか。自家用車にて出勤の場合、必要駐車場5台に加えて12台の駐車スペースが必要でしょうか。 | 現センター職員は自家用車で通勤していますが、新センターへの通勤方法は未定です。<br>駐車場については、本件施設の最適な配置・動線計画に配慮しつつ、可能な限り多くの駐車スペースの確保が可能な提案を期待します。 |
| 49 | 要求水準書 | 63 | 6 | 2 | | | | 諸室の説明 | 共用部分見学スペースにおいて「展示物については、具体的な提案を期待」とありますが、内容について制限があればご教示ください。 | 提案に委ねます。 |

＜募集要項等に関する質問（１回目）に対する回答＞

| No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 回答案 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 50 | 要求水準書 | 63 | 6 | 2 | | | | 見学スペース<br>会議室 | 室名・見学スペースの項に「a.廊下の一部に、一度に50名程度の見学者が施設等を見学可能なスペースを設置する」とあり、室名・会議室の項に「ｂ.70名程度収容可能な広さにすること」とあります。２室の同時利用を想定する必要はございますでしょうか。 | ２室を同時利用する可能性はあります。 |
| 51 | 要求水準書 | 64 | 6 | 2 | | | | 諸室の説明 | 共用部分エレベーターについて、何名程度の定員を考えればよろしいでしょうか。 | 提案に委ねます。 |
| 52 | 要求水準書 | 64 | 6 | 2 | | | | 機械室 | 室名（機械室・電気室・ボイラー室）に「a.機械室、電気室、ボイラー室は、メンテナンスを考慮した空間を確保し、機器等を配置する」とあり、「b.安全性が確保できれば、電気室は必ずしも室としなくてよい」とあります。　空調換気関連機器についても、室ではなく屋上に配置しても宜しいでしょうか。 | 提案に委ねます。 |
| 53 | 要求水準書 | 66 | 6 | 2 | | | | 門扉及び塀 | 「ｂ.近隣住民の生活環境等に配慮」との記載がありますが、具体的に想定されている近隣住民に対し、注意すべき内容がございましたら、ご教示ください。 | 提案に委ねます。 |
| 54 | 要求水準書 | 66 | 6 | 2 | | | | 防火水槽 | 「敷地内に防火水槽を設置すること」とありますが、想定されている防火水槽の規模がわかりましたら、ご教示ください。 | 敷地面積から40t水槽１基の設置を想定しています。 |
| 55 | 要求水準書 | 71 | 6 | 3 | 1 | カ | (イ) | 意匠等 | 「河内長野市木材利用基本方針」に基づき、大阪府が実施するおおさか材認証制度により登録された認定事業者が製材した「おおさか材」のうち、河内長野市内で伐採・搬出された木材を必ず使用し、使用量は可能な限り多くすること。」とありますが、使用最低量をご提示をお願いします。 | 使用最低量の想定はありません。提案に委ねます。 |
| 56 | 要求水準書 | 74 | 6 | 3 | 2 | サ | （イ） | ガスコージェネレーションシステム | 停電時の冷蔵庫・冷凍庫の電源確保とございますが、この場合の冷蔵庫・冷凍庫とは納品された食材や保存食を保管するものを想定されているという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 57 | 要求水準書 | 74 | 6 | 3 | 3 | ア | (オ) | 耐震対策 | 各設備機器や配管等の耐震クラスについて、ご指示下さい。 | 要求水準書p.69「6.3.1.建築」イ（イ）を参照ください。 |
| 58 | 要求水準書 | 76 | 6 | 3 | 3 | エ | （ウ） | 排水設備 | 「汚染作業区域の排水が、非汚染作業区域を通過しない構造とすること」とございますが、給食センターの一般的な施工事例では、地下ピット内において、構造上、汚染作業区域の排水が、非汚染作業区域を通過する計画となっています。本事業においても地下ピット内は通過できる計画は可能であるという理解でよろしいでしょうか。 | 地下ピット内は、汚染作業区域の排水が非汚染作業区域を通過する計画とすることを可とします。ただし、非汚染作業区域への汚水流出を確実に防止できるよう計画してさい。 |
| 59 | 要求水準書 | 76 | 6 | 3 | 3 | カ | (ア) | 既設消火栓との取り合い | 「本件施設用地周辺の既設消火栓」の位置をご教示下さい。 | 河内長野市地図情報システム「かわちーず」にてご確認いただけます。<br>【確認方法】<br>①かわちーずトップ画面「くらしの情報」より「水道」を選択してください。<br>②利用条件を確認の上、「同意する」を選択してください。<br>③地図が出ますので、新学校給食センター整備予定地付近に移動し、地図を拡大していただくとⒽと表示されたものが出ますので、こちらが消火栓位置となります。<br>※なお、地図システムにつき、実際の位置については現地をご確認ください。 |
| 60 | 要求水準書 | 76 | 6 | 3 | 3 | カ | (ア) | 既設消火栓との取り合い | 「本件施設用地周辺の既設消火栓」とありますが、ここに記載の既設消火栓とは、歩道などに設置される屋外消火栓の事でしょうか。歩行距離120m以上の場合に設置が義務付けられる消火栓も同じく屋外消火栓を指しているのでしょうか。 | 前段につきましては、ご理解のとおりです。<br>後段につきましても、同じく屋外消火栓を指していおり、設置が必要な場合、原則敷地内での設置が必要となります。なお、歩行距離については工業地域のため、100m以上の場合に設置が義務付けられることとなり、要求水準書の記載に誤りがありましたので、修正します。 |
| 61 | 要求水準書 | 78 | 6 | 3 | 4 | イ | (イ) | 冷蔵庫・冷凍庫 | 「（ⅳ）温度監視については、庫外で確認が行えるものとし、温度変化の自動記録が可能なシステムとすること。」との記載がありますが、原材料保管をするプレハブ冷蔵庫・プレハブ冷凍庫が該当するとの理解で宜しいでしょうか。 | 原材料保管をするプレハブ冷蔵庫・プレハブ冷凍庫以外のものについても同様とします。 |
| 62 | 要求水準書 | 81 | 6 | 3 | 5 | ア | （ｶ） | 小会議室 | 小会議室の調理備品に適宜とありますが必要な機材リストをご提示いただけませんでしょうか。 | 事業者にて必要と思われるものを提案してください。 |

＜募集要項等に関する質問（１回目）に対する回答＞

| No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 回答案 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 63 | 要求水準書 | 83 | 6 | 3 | 8 | ウ | | AED設置 | AEDはリースやレンタルによる調達でもよろしいでしょうか。 | 提案に委ねます。 |
| 64 | 要求水準書 | 84 | 6 | 3 | 7 | ウ | (オ) | 食缶等 | (オ)の表にて容量について参考として例示頂いておりますが、カタログ表記にて13L配缶の食缶であっても、満水量として14Lを配缶可能であれば採用しても宜しいでしょうか。 | 可能とします。 |
| 65 | 要求水準書 | 84 | 6 | 3 | 7 | ウ | (オ) | 食缶等 | 和え物の配缶について、蓄冷剤の使用は想定していないとの認識で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 66 | 要求水準書 | 84 | 6 | 3 | 7 | ウ | (オ) | 食缶等 | 角型高性能断熱食缶（副菜用）２ℓステンレス製 クリップ・蓋パッキン付とありますが、提示の仕様を満たす仕様の調達が難しいため、容量2Lの角型食缶クリップ付きを採用しても宜しいでしょうか。 | 提案に委ねます。 |
| 67 | 要求水準書<br>関係資料12 | 1 | | | | 3 | (7) | 想定条件 | 放課後児童会は各学校内にございますでしょうか。 | 放課後児童会については、全て小学校内もしくは隣接地内にございます。なお、天見小学校については、放課後児童会はありません。 |
| 68 | 要求水準書<br>関係資料２ | 2 | | | | | | 土地利用計画図 | 地下貯留槽の仕様(耐荷重等)をご教示下さい。 | T-25対応となります。 |
| 69 | 要求水準書<br>関係資料２ | 2 | | | | | | 土地利用計画図 | 地下貯留槽は造成工事中に設置されると認識して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 70 | 要求水準書<br>関係資料２ | 3 | | | | | | 造成平面図 | 現地を確認したところ、市立障害者福祉センター西側敷地境界に擁壁がありましたが、この擁壁は造成時に撤去するとみなして宜しいでしょうか。 | 既設の擁壁は撤去し、造成レベルに合わせた高さで新設します。 |
| 71 | 要求水準書<br>関係資料２ | - | - | - | - | - | - | 土地利用計画図 | 土地利用計画図における敷地出入口のスロープの箇所、位置の変更は可能と考えてよろしいでしょうか。 | 市が行う造成工事では図面の位置とします。事業者側で警察協議の上、変更することは可能とします。 |
| 72 | 要求水準書<br>関係資料２ | - | - | - | - | - | - | - | 最終汚水桝の位置が表示されておりますが、変更は可能と考えてよろしいでしょうか。 | 市が行う造成工事では図面の位置とします。事業者側で下水道課と協議の上、変更することは可能とします。 |
| 73 | 要求水準書<br>関係資料５ | 16 | | | | 2) | ① | 測定回数・時間 | 何分ごとに温度測定を記録するという決まりはありますか。 | 提案に委ねます。 |
| 74 | 要求水準書<br>関係資料８ | | | | | | | | 中学校のみのデザートと小学校のデザートが同時に納品される予定はございますでしょうか。 | 中学校のみのデザートと小学校のデザートが同時に納品される可能性はあります。 |
| 75 | 要求水準書<br>関係資料７－１<br>関係資料７－２ | | | | | | | 想定献立案表 | ご提示頂いた想定献立表案を拝見致しますと、小中で同様の献立がございますが、これは喫食分量の違いだけでしょうか。又は、調味料分量が異なり味付けも違うのでしょうか。 | 喫食分量のほか、味付けや切り方が異なる場合もあります。 |
| 76 | 要求水準書<br>関係資料７－１<br>関係資料７－２ | | | | | | | 想定献立案表 | 食材の分量をご記入頂いた資料ではありますが、水分量等の記載がないため、一人当たりの分量の目安を立てることができません。一人当たりの喫食量が把握できませんと、調理機器の選定ができないため、ご教示頂きたくお願い致します。 | 汁物は、水100ml程度（出来上がり150～180g程度）を想定しています。 |

＜募集要項等に関する質問（１回目）に対する回答＞

| No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 回答案 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 77 | 要求水準書<br>関係資料7－2 | 3 | | | | | | No.3　ビビンバ | No.3のビビンバの調理方法に「（中学を先に別で和える）」と記載がありますが、2時間喫食の観点から、喫食時間が早い「小学校を先に和え、中学を別で和える」という工程をお認め頂けますでしょうか。 | ２時間喫食が遵守されることを前提として、可能とします。 |
| 78 | 事業者選定基準 | 3 | 3 | 2 | 2 | | | 見積価格の確認 | 「見積価格が提案限度額を超える場合は失格とする。」との記載ですが、各業務の合計金額が提案限度額を超えていなければよろしいのでしょうか。それとも、各業務に関して限度額の設定はございますでしょうか。 | 前段につきましては、ご理解のとおりです。<br>後段につきましては、各業務の提案限度額の設定はありません。 |
| 79 | 事業者選定基準 | 5 | 3 | 2 | 4 | (1) | b) | 地球環境・ライフサイクルコストへの配慮 | 要求水準書内においてライフルサイクルコストの縮減を求められており、光熱水費の削減について記載を求める様式（３３－４）が定められております。光熱水費の削減提案をするにあたり、各社の積算値が公平となるように、電気・ガス・水道の使用単価を条件としてお示しいただけませんでしょうか。 | 様式集p.5「2.2.記載内容及び方法（図面集）」(7)をご確認ください。 |
| 80 | 事業者選定基準 | 5 | 3 | 2 | 4 | (1) | b) | 地球環境・ライフサイクルコストへの配慮 | 様式３３-４内において環境負荷低減の提案が求められております。$CO_2$排出量低減のご提案にあたり、$CO_2$排出係数を使用し低減量を算出しますが、排出係数は契約会社によって基準値が異なることから、地域の代表的な企業の値として、電気は関西電力株式会社、ガスは大阪ガス株式会社の直近公表数値（電気：0.434kg-$CO_2$/kWh、ガス：2.29kg-$CO_2$/N㎥）を使用して算出することを条件として、各社の積算値が公平となるようにしていただけませんでしょうか。 | 後日公表とします。 |
| 81 | 事業者選定基準 | 5 | 3 | 2 | 4 | (1) | c)<br>e) | 開業準備に関する提案<br><br>運営に関する提案 | 「c）開業準備に関する提案」について、表中「評価項目」列では合計点が40点となっているのに対し、「配点」列の一番下の行では30点となっています。また「e)運営に関する提案」について、「評価項目」列では合計点が260点となっているのに対し、「配点」列の一番下の行では270点となっています。どちらが正でしょうか。 | 「c）開業準備に関する提案」の合計点は30点、「e)運営に関する提案」の合計点は270点となります。事業者選定基準を修正します。 |
| 82 | 事業者選定基準 | 7 | 3 | 2 | 4 | (1) | f)<br>② | その他に関する提案<br>市内事業者への発注 | 市内事業者が構成員として本事業に参画する場合、持ち分に応じた請負・業務の契約金額が市内事業者への発注額と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。様式37-2の表「構成員である市内事業者への発注額」と「構成員である市外事業者から再委託若しくは一次下請けである市内事業者への発注額」を評価の対象とします。 |
| 83 | 様式集 | | | | | | | | データにて公表されております、様式集の余白変更は行っても宜しいでしょうか。(主に下部分) | 可能とします。 |
| 84 | 様式集 | 1 | 1 | 2 | | | | 参加資格審査書類 | 様式15～17について、本ページでは「工事監理企業実績①」「工事監理企業実績②」「建設企業実績」とされていますが、実際の様式に記載されている番号とずれが生じているように見受けられます。実際の様式の方が正という理解で良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。様式集を修正します。また、様式７（参加資格申請書）においても同様の誤記が確認されたため、併せて修正します。 |
| 85 | 様式集 | 4 | 2 | 2 | 2 | (1) | | 記載内容及び方法（図面集） | 全体配置図（外構含む）、施設平面図（各階）、施設立面図（4面以上）、施設断面図（２面以上）は、それぞれ縮尺が１/400、1/200との記載があります。A3へのおさまりやバランスを調整するため、縮尺の変更をお認め頂けますでしょうか。 | 可能とします。 |
| 86 | 様式集 | 様式4<br>様式5<br>様式12 | | | | | | 参加資格申請書 | 協力企業も記載するとの認識でよろしいでしょうか。 | 様式26-2の記入例にある「協力企業」については、応募グループ外の下請企業等のことを便宜的に指しているものであるため、記載の必要はありません。ただし、設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務および運営業務以外の業務を担当する企業等（その他企業）をグループの構成員とする場合は記載が必要です。<br>なお、様式7にて、その他企業に関する記載が漏れていましたので、追加します。また様式12については、その他企業をグループの構成員とする場合には行を追加してください。 |
| 87 | 様式集 | 様式7 | | | | | | 参加資格申請書 | 建設企業のうち「様式14に記載した業務実績を証する書類」はCORINSの登録内容確認書を添付すれば要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、様式番号に誤りがあったため、正しくは「様式15に記載した業務実績を証する書類」となります。No.84も参照ください。 |
| 88 | 様式集 | 様式<br>37-2 | | | | | | ６.その他に関する提案 | 表中の記入例は設計業務・建設業務のみですが、その他の業務の市内事業者への発注額も評価の対象に含まれると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 89 | 様式集 | 様式<br>40-1<br>① | | | | | | 初期調達費見積書 | 消費税込みの金額を算定するに際して、非課税・不課税取引を除いた合計金額に対して一律110%を乗じて算定する理解で問題ないでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

＜募集要項等に関する質問（１回目）に対する回答＞

| No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 回答案 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 90 | 様式集 | 様式40-1② | | | | | | 調理設備見積書 | 調理設備配置図に記載する機器の品番等を記載するため、必要に応じて「列」の追加もお認め頂けますでしょうか。 | 「列」の追加も可とします。 |
| 91 | 様式集 | 様式40-3 | | | | | | 維持管理費見積書 | 当該様式においては支出額（発生するコスト）を積算し、それを明示する趣旨であると理解しております。そのため各年度の数値において、発生ベースで明記するため、各年度の数値に偏重があって問題ないという理解でよろしいでしょうか。或は貴市へ請求する委託料と平仄を合わすために、各支払で平準化させる必要があるものでしょうか。 | 各年度の支払額は、発生ベースで明記してください。（各年度の数値に偏重があって問題ない。）<br>したがいまして、平準化させる必要はありません。<br>また、委託料の支払いにおいても、本様式で提案された額に基づき支払います。 |
| 92 | 様式集 | 様式40-4 | | | | | | 運営費見積書 | 当該様式においては支出額（発生するコスト）を積算し、それを明示する趣旨であると理解しております。そのため各年度の数値において、発生ベースで明記するため、各年度の数値に偏重があって問題ないという理解でよろしいでしょうか。或は貴市へ請求する委託料（変動費は除く）と平仄を合わすために、各支払で平準化させる必要があるものでしょうか。 | 固定料金について、各年度の支払額は、発生ベースで明記してください。（各年度の数値に偏重があって問題ない。）<br>したがいまして、平準化させる必要はありません。<br>また、委託料の支払いにおいても、本様式で提案された額に基づき支払います。 |
| 93 | 基本協定書（案） | 4 | | | 10 | 2 | | 本件施設の設計・建設業務 | 「工事の着工は、本事業に係る学校施設環境改善交付金の交付決定後とする。」との記載ですが、交付決定されるのは何年何月ごろの予定でしょうか。 | 例年どおりであれば令和７年６月の予定です。 |
| 94 | 基本協定書（案） | 4 | | | 10 | 2 | | 本件施設の設計・建設業務 | 「工事の着工は、本事業に係る学校施設環境改善交付金の交付決定後とする。」との記載ですが、提案する工事着手日以降に交付決定された場合に、その後の事業期間を延長していただけると考えてよろしいでしょうか。 | 例年どおりであれば、令和７年７月末の造成工事完了前の令和７年６月に交付決定を受ける予定であり、工事着手日に影響はないと考えます。ただし、交付決定が遅れ、ご提案の工事着手日に影響が出た場合は、事業期間延長に関し協議にて決定するものとします。 |
| 95 | 基本協定書（案） | 4 | | | 12 | 2 | | 市内事業者への発注 | 「提案した市内事業者への発注額を下回った場合には、受注者に対し違約金を請求することができる。」とありますが、想定していた市内事業者が倒産や事業縮小により業務を発注できなくなった場合や、技術革新により市内事業者に発注する事が合理的でなくなった場合は、違約金請求の対象外として頂けないでしょうか。 | 諸般の事情を総合的に勘案のうえ、市として違約金請求権を行使するかどうかを判断します。 |
| 96 | 基本協定書（案） | 5 | - | - | 14 | 6 | - | 違約金 | 「当該各号の該当性に対し帰責性を有する受注者は、連帯して本件設計・建設請負契約の契約金額の１００分の１０を支払わなければならない。」とありますが、帰責性が認められない受注者は連帯責任を負わないとの認識で相違ございませんでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 97 | 基本協定書（案） | 5 | | | 14 | 2 | | 談合等不正行為による解除 | 「～、当該各号の該当性に対し帰責性を有する受注者は、連帯して契約の契約金額を合計した金額の１００分の２０を支払わなければならない。」とあります。この「帰責性を有する受注者は、連帯して」というのは「帰責性を有する構成企業が複数ある場合は、その構成企業が連帯して」という意味でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 98 | 基本協定書（案） | 5 | | | 14 | 6 | | 談合等不正行為による解除 | 基本協定及び契約締結後の事故等による指名停止（一時的な入札参加資格の停止）は、違約金の対象にならないとの認識でよろしいでしょうか。 | 基本協定締結後、本件維持管理・運営業務委託契約の締結までの事故等による指名停止は、違約金の対象になります。本件維持管理・運営業務委託契約締結後の事故等による指名停止は、違約金の対象になりません。 |
| 99 | 基本協定書（案） | 13 | 別紙1 | | | | | | 公表された募集要項等の中にリスク分担表が見当たりません。実施方針に示されたリスク分担(案)を正とするお考えでしょうか。 | 責任分担の程度や具体的な内容については、実施方針に示されたリスク分担(案)をもとに、基本協定書、設計・建設業務請負契約書、維持管理・運営業務委託契約書にて規定しています。<br>したがいまして、基本協定書、設計･建設業務請負契約書、維持管理･運営業務委託契約書を参照ください。 |
| 100 | 設計・建設業務請負契約書（案） | 1 | | | | | | 表紙 | 支払限度額・出来高予定額について、年度ごとに金額が記載されますが、当初予定から設計又は工事期間が変更になった場合には、それぞれ金額が変更になるのでしょうか。 | 履行期間の変更と金額変更の関係については、設計・建設業務請負契約書（案）の諸規定の定めによりますので、ご確認ください。 |
| 101 | 設計・建設業務請負契約書（案） | 4 | | | 1 | 15 | | 総則 | 第1条15項に記載の受注者の代表者とは、この契約を行う構成企業より選出された企業との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。設計・建設業務請負契約の契約当事者となる構成企業の中から代表者を選出してください。 |
| 102 | 設計・建設業務請負契約書（案） | 4 | | | 1 | 16B | | 複数の建設企業が建設共同企業体を結成する場合 | 工事 に関するものは建設企業（もしくは【建設企業名】が別紙の共同企業体協定書により共同連帯して）が負担するものとする 。との記載がございます。この共同企業体協定書は事業者の任意様式で良いでしょうか | 基本的には任意様式としますが、同契約、募集要項等、提案書類等に適合していることを確認させていただくため、締結前に市に提出して、その確認を得てください。 |
| 103 | 設計・建設業務請負契約書（案） | 6 | | | 7 | 2 | | 契約の保証（設計・建設業務請負） | 契約保証金の金額について「請負代金額の１０分の１以上と」ございますが、同契約書の1頁目において「消費税は請負代金に10/100を乗じて得た額である」とあるため請負代金の定義は税抜という理解になるかと思います。一方で、募集要項には請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）とございますので、整合性をご確認頂けると幸いです。 | 請負代金額は、原則として税込金額を指すものとします。設計・建設業務請負契約書（案）を修正します。 |

＜募集要項等に関する質問（１回目）に対する回答＞

| No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 回答案 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 104 | 設計・建設業務請負契約書（案） | 8 | | | 14 | 3 | | 各業務責任者 | 「建設業務責任者」と監理技術者の兼務は可能でしょうか。 | 可能とします。 |
| 105 | 設計・建設業務請負契約書（案） | 11 | | | 20 | 1 | | 工事用地の確保等 | 「工事の施工上必要な用地は発注者が確保する」という内容の記載ですが、実施方針に示されたリスク分担(案)では、「本件施設以外の本件施設建設に要する用地の確保」は事業者のリスクとなっています。「本件施設以外の本件施設建設に要する用地」は「工事の施工上必要な用地」に含まれると考えます。「本件施設以外の本件施設建設に要する用地の確保」は貴市のリスクと考えてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書関係資料１「建設予定地位置図」に示す建設予定地以外に本件施設建設に要する用地の確保が必要となる場合、事業者の責任で用地を確保してください。 |
| 106 | 設計・建設業務請負契約書（案） | 14 | | | 30 | | | 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 | 建築コストが上がる傾向にある社会情勢の中、令和6年1月19日付け府政経シ第24号として内閣府政策統括官から各自治体向け通知「PPP/PFI事業における物価変動の影響への対応について」を踏まえ、工期内に労務費や材料高騰等により基準指数等が物価変動に対して不適合になる場合には変更協議は可能でしょうか。また変更協議できるよう契約書に下記の例文を追記して頂くことは可能でしょうか。<br>例文）物価変動の指数値として採用している指数が労務費・原材料費等により本事業の実態に適合しなくなったりした場合は、対応方法について発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。 | 原案のとおりとしますが、必要な場合には協議を行うこととします。 |
| 107 | 設計・建設業務請負契約書（案） | 14 | | | 30 | | | 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 | 請負代金変更請求に関して、「履行期間内で請負契約締結の日から12月を経過した後」と記載されております。起算日が積算時に近い提案書提出日から契約締結日まで約5ヶ月の期間があり、その期間が事業者リスクとなっております。昨今では、建築コストが上がる傾向にある社会情勢を踏まえ、積算時期に近い提案書提出日を起算日とするPPP案件の先行事例が多くっておりますので、起算日変更の協議に応じて頂くことは可能でしょうか。 | 発注者又は受注者は、履行期間内で提案書類の提出日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができるものとします。設計・建設業務請負契約書（案）を修正します。 |
| 108 | 設計・建設業務請負契約書（案） | 14 | | | 30 | 1 | | 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 | 発注者又は受注者は、履行期間内で請負契約締結の日 から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。との記載がございます。<br>請求することができる期日が請負契約締結の日からの場合、一部の工種が対象外となります。期日の開始日については入札日とし、経過期間は協議として下さいますようお願いいたします。 | No.107をご参照ください。 |
| 109 | 設計・建設業務請負契約書（案） | 14 | | | 30 | | | 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 | 物価変動に関する起算日は、提案限度額が示された募集要項等公表日と考えてよろしいでしょうか。昨今の物価の高騰や2024年問題による労務費の高騰により、建設費も著しい上昇が生じております。物価上昇の起算日を債務負担行為が確定した日として頂くなど、物価の高騰へのご配慮をお願い致します。 | No.107をご参照ください。 |
| 110 | 設計・建設業務請負契約書（案） | 15 | | | 30 | 3 | | 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 | なお、請負代金額の改定は、本事業の 提案書類の提出日の属する月 に確定している指数と比較して本契約の効力発生日から１２か月を経 過した後に確定している指数の直近３か月の平均値が１０００分の１５を超える場合に限るものとし、との記載がございます。<br>採用する指数について、提案書類の提出日ではなく、入札公告日として下さいますようお願いいたします。 | No.107をご参照ください。 |
| 111 | 設計・建設業務請負契約書（案） | 15 | | | 30 | 3 | | 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 | なお、請負代金額の改定は、本事業の 提案書類の提出日の属する月 に確定している指数と比較して本契約の効力発生日から１２か月を経 過した後に確定している指数の直近３か月の平均値が１０００分の１５を超える場合に限るものとし、との記載がございます。<br>指数の採用方法が本契約の効力発生日から１２か月を経過した後に確定している指数の場合、一部の工種が対象外となります。経過月数は協議として下さいますようお願いいたします。 | No.107をご参照ください。 |
| 112 | 維持管理・運営業務委託契約書（案） | 6 | 1 | 2 | 13 | 1 | (4) | 契約保証金 | 履行保証保険契約を締結する場合、初年度は開業準備業務の委託料も含まれますでしょうか。 | 契約保証金等の額に開業準備業務の委託料は含みませんが、開業準備業務も保証の対象とします。 |
| 113 | 維持管理・運営業務委託契約書（案） | 6 | 1 | 2 | 13 | 1 | (4) | 契約保証金 | 履行保証保険を契約締結する場合、開業準備業務開始日から維持管理運営期終了日までの保証が必要かと存じますが、保険期間1年間の更新契約でもよろしいでしょうか。<br>その場合、保証金額は、各年度ごとの予定金額の１０分の１以上との認識でよろしいでしょうか。 | 前段につきましては、ご理解のとおりです。<br>後段につきましては、年度にかかわらず、維持管理・運営期間のうち令和９年１月１日から同年12月31日の分の期間に係る委託料（固定料金）及び委託料（変動料金）の合計額に当該額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の10分の１以上とします。 |
| 114 | 維持管理・運営業務委託契約書（案） | 17 | 5 | 2 | 44 | | | 受注者の債務不履行等による契約の解除 | 「～、受注者に特段の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。」とありますが、同項各号（４）、（７）、（８）、（９）などについては、「相当期間を定めた催告や協議期間を設けた上で解除することができる」として頂けないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 115 | 維持管理・運営業務委託契約書（案） | 18 | 5 | 2 | 45 | 1 | - | 違約金 | 違約金を負担する受注者とは、違約金発生事由に該当する行為をした者、または該当性に対して帰責性を有する受注者との認識で相違ございませんでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

＜募集要項等に関する質問（１回目）に対する回答＞

| No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 回答案 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 116 | 維持管理・運営業務委託契約書（案） | 32 | 別紙4-1 | 2 | | (2) | ① | 固定料金部分 | 固定料金の委託料の【税抜金額】について、年間のサービス購入費を四半期ごとの支払いに期間按分した際に発生する税抜価格での端数については、「年度単位の最終回」による調整で問題ないでしょうか。あるいは各回の支払で切捨てでしょうか。 | 各回の支払で切捨てとします。 |
| 117 | 維持管理・運営業務委託契約書（案） | 32 | 別紙4-1 | 2 | | (2) | ① | 固定料金部分 | 「委託料 の 固定料金部分は、 四半 期ごとに、年間の支払額の 4 分の 1 相当額を維持管理・運営期間中に計 58 回 支払う。」とございますが、維持管理運営期間における固定料金総額を、当該期間に渡り平準化するという理解で問題ないでしょうか。あるいは年度の4回の支払額を同額にするという意図で、年度が変われば金額が異なる提案も可能という理解でしょうか。 | No.91,92を参照ください。 |
| 118 | 維持管理・運営業務委託契約書（案） | 32 | 別紙4-1 | 2 | | (2) | ①② | 固定料金部分/変動料金部分 | 固定料金及び変動料金の委託料の【消費税】について、四半期の支払ごとに算定した消費税額（各四半期毎の合計額に消費税率を乗じて、端数切捨てした金額）を採用する理解で問題ないでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 119 | 維持管理・運営業務委託契約書（案） | 35 | 別紙4-1 | 4 | | (2) | | 委託料の改定及び変更 | 『APx = 前回改定年度（初回は本契約締結時）の各維持管理・運営費（固定料金）』にと記載あるが、『契約締結時』は、提案書提出より年月が経っているケースもあり、提案書提出時と読み替えれないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 120 | 維持管理・運営業務委託契約書（案） | 35 | 別紙4-1 | 4 | | (2) | | 委託料の改定及び変更-維持管理・運営費 | 運営費1食単価の改定においては、前回改定年度の単価に改定率を乗じ、結果算定された1食単価について、小数点以下第3位以下を切り捨てという理解で問題無いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 121 | 維持管理・運営業務委託契約書（案） | 35 | 別紙4-1 | 4 | | (2) | | 委託料の改定及び変更-維持管理・運営費 | 維持管理・運営費（固定料金）の改定においては、前回改定年度の委託料に改定率を乗じることになりますが、維持管理費相当額と運営費相当額各々、改定率を乗じた上で算定した各維持管理・運営費の年間費用を端数があった場合は、小数点以下を切捨てして、合算したものを固定料金相当として認識する理解で問題ないでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 122 | 維持管理・運営業務委託契約書（案） | 35 | 別紙4-1 | 4 | | (2) | | 委託料の改定及び変更-維持管理・運営費 | 物価改定後の年額の固定料金相当は、四半期ごとに平準化した上で、平準化した金額に消費税を乗じ（この時点で小数点以下切捨て）算定する理解で問題ないでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 123 | 維持管理・運営業務委託契約書（案） | 36 | 別紙4-2 | 2 | | (1)<br>(2) | | 維持管理・運営費 | 固定料金部分と変動料金部分については、各々の項目ごとに消費税計算しておりますが、実際の請求においても別々に計算・請求するという運用で問題ないでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 124 | 維持管理・運営業務委託契約書（案） | 41 | 別紙5 | | | 1 | | 第三者賠償責任保険 | 別紙５「付保すべき保険」1.第三者賠償責任保険の④保険期間につきまして「本件施設の引き渡し日の翌日から維持管理・運営終了日までとする。」とありますが保険期間1年間の更新契約でもよろしいでしょうか。 | 保険期間１年間の更新契約も問題ありません。 |